

地域主権戦略大綱を踏まえたひも付き補助金の 一括交付金化に関する指定都市市長会の意見（案）

地域主権戦略大綱が当初の予定通り 6 月中に閣議決定されたことは、地域主権改革を推進していく姿勢が明確に示されたものとして評価するものである。

しかしながら、大綱の一括交付金の考え方においては、税源移譲までの経過措置であることが明記されず、また、制度設計において、地方の自由度の拡大等の点で、これまでの議論から後退する内容となっている。

今後の予算編成過程を通じた一括交付金の制度設計にあたっては、地域主権改革の趣旨を踏まえた制度とするとともに、指定都市市長会の意見を十分反映したものとなるよう次のとおり要請する。

- 1 一括交付金があくまでも税源移譲までの経過措置であることが明記されていないため、速やかに税源移譲までの工程を明確にし、平成 24 年夏を目途に作成される「地域主権推進大綱（仮称）」に明記すること。
- 2 「効率的・効果的な財源の活用を図る」とされているが、一括交付金の総額抑制や地方公共団体間の財政調整を行うことが懸念される。財政調整機能は本来地方交付税の役割であることから、一括交付金においては地方公共団体間の財政調整を行わず、権能差や地域の特性を反映した上で、各団体の施策・事業の必要額を十分に確保すること。
- 3 「できる限り大きいブロックに括る」とされているが、そもそもブロック分けを前提とした制度ではなく、府省の枠を超えた一つの大きな「一括」の交付金とし、施策分野や経常、投資の区分をしないこと。また使途については、地方の裁量に任せること。
- 4 「PDCA サイクルを通じて制度の評価・改善を図る」とされているが、国の事前関与が残ることが懸念される。地方の自由度を拡大するため、地方の事後評価を重視し、地方への国の関与は最小限にすること。
- 5 「予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する」とされているが、国と地方の協議の場を設けるとともに、地方公共団体の予算編成に支障を来たさぬよう、早期に制度設計を行い、適宜必要な情報を提供すること。

平成 22 年 8 月 日
指 定 都 市 市 長 会